

中国最高人民法院が知的所有権の分野における新たな指導的案を公布

パート I: 特許侵害における電子商取引プラットフォームの賠償責任に関する指導的案

2017 年 3 月、中国最高人民法院（以下「最高法院」という。）は、16 回目になる指導的案を公布し、それらには 10 件の知的所有権（以下「IP」という。）の案が含まれている。注目すべきは、2012 年に最初に指導的案を公布して以来 2017 年 3 月まで、IP の指導的案は、たった 5 件のみということである。今回、最高法院は、2017 年 3 月に 10 件の IP 関連案を公布し、これは、過去 5 年間に公布された数の 2 倍である。

10 件の IP 指導的案の内、2 件は、不正競争関連、2 件は、著作権侵害関連、2 件は、商標権侵害関連、1 件は、新植物品種権侵害、3 件は、意匠特許 1 件を含む特許権侵害関連である。ここでは、3 件の特許関連指導的案を 3 つの別々の論文で考察し、特許訴訟に関する中国法院の傾向を注視する。

指導的案番号 83: Weihai Jia Yi Kao Household Electronics Appliances Co., Ltd. v. Zhejiang Tmall Network Co., Ltd. 他

Weihai Jia Yi Kao Household Electronics Appliances Co., Ltd. (以下「Jia Yi Kao」という。)は、2014 年 11 月 5 日に公開された中国発明特許番号 ZL200980000002.8、名称「赤外線加熱調理器具 (Infrared Heating Cooking Device)」（訴訟中の特許）の特許権所有者である。2015 年に、Jia Yi Kao は、Yongkang Jinshide Industry and Trade Co., Ltd. (以下「Jinshide」という。)が Taobao から別会社として独立し、Alibaba グループの企業・消費者間の小売プラットフォームである Tmall 上で赤外線器具を販売し、訴訟中の特許を侵害したことを発見した。Jia Yi Kao は、特許権侵害分析報告書及び技術的特徴の比較表含む、侵害の申し立てを Taobao の IPR 保護プラットフォームに提出した。しかし、IPR 保護プラットフォームは、Jia Yi Kao の申し立てを侵害分析の詳細に欠けていると判断したため、Tmall は、Jia Yi Kao の侵害の申し立てを拒絶した。その後、Jia Yi Kao は、Jinshide を特許権侵害で提訴した。同一の訴訟において、Jia Yi Kao が特許権侵害を訴えた後、Tmall は有効な対策を講じることを怠ったとして、Jia Yi Kao は、Tmall を提訴し、Tmall は、Jinshide の共同侵害者として、侵害の賠償責任を連帯して負わなければならないと主張した。

第 1 回目の公判では、金華市の中級人民法院（以下「法院」という。）は、Jinshide が Jia Yi Kao の特許権を侵害したと事実認定した。しかし、本案例の主な論点は、Tmall が電子商取引プラットフォーム及びインターネット・サービス・プロバイダとして、共同賠償責任を負うべきか否かということである。Tmall は、侵害製品の製造者でも販売者でもなく、単にオンライン・ショッピング・プラットフォームであるため、侵害の賠償責任を負うと判断されるべきではないと弁論した。

中国不法行為法の第 36 条第 2 項によると、権利所有者から侵害について通知を受けた後、インターネット・サービス・プロバイダは、適時に侵害を停止するために、侵害しているリンクを削除、遮断又は停止などの必要な措置を講じなければならない。インターネット・サービス・プロバイダが必要な措置を講じることを怠った場合、それを怠ったことに起因して損害が拡大したことに対する連帯賠償責任を負うものとする。

訴訟を起こす前に、Jia Yi Kao は Tmall に対し、申し立てを行ったが、Tmall は、請求比較表の詳細が欠けていたため、申し立ては無効であったと主張した。したがって、Tmall は、その申し立てについて売主に通知を行わなかった。法院は、口頭又は書面のいずれかによる通知も有効であったとの見解を述べた。権利所有者の身元、権利の所有権の証明、被疑侵害者のウェブサイト・アドレス及び侵害の予備証拠に関連する情報が通知に含まれている限り、その通知は、有効である。更に、電子商取引プラットフォーム又はインターネット・サービス・プロバイダが定めた規則に従っていない場合も、所定の基準を満たしている限り、その通知は、有効である。

本案例では、Tmall は、Jia Yi Kao の申し立てを処理しないことを選択し、被疑製品がどのように訴訟中の特許において具体的に主張する技術的特徴の対象となっていたかという詳細な記述を提出するよう Jia Yi Kao に要求した。Tmall は更に、Jia Yi Kao が詳細な記述及び図面を提出し、侵害している技術的特徴をそれぞれ説明するよう提案した。法院は、Jia Yi Kao が提出した申し立ては、上記で述べられた必要な情報を含んでいたため、その申し立ては、Tmall に対し有効な通知であったと判決した。Jia Yi Kao は、その申し立ての中で 5 ページにわたる侵害分析及び図面を提供したが、Tmall が要求した詳細な請求表は、有効な通知の要件ではなかった。

電子商取引プラットフォームは、権利所有者から有効な通知を受領した場合、必要な措置を講じなければならない。法院は、不正法の第 36 条第 2 項における「必要な措置」とは、侵害しているリンクを削除、遮断又は停止することに限定されないと判決した。電子商取引プラットフォームは、

措置が「必要」であるか否かを判断するため、侵害の性質、侵害の状況及び用いることができる技術を考慮すべきである。電子商取引プラットフォームは、侵害の通知を受けた場合、被疑侵害製品のリンクを必ずしも全て削除する必要はない。むしろ、リンクを削除及び遮断する前に、合理的、かつ、注意深く通知を評価すべきである。

本案例では、法院は、Tmall が権利所有者から有効な通知を受領後直ちに、侵害しているリンクを削除又は遮断する必要は必ずしもなかったと判決した。プラットフォーム上での売主の権利及び利益を考慮すると、被疑製品を注意深く、かつ、合理的に取り扱うため、インターネット・サービス・プロバイダが必要な措置を講じることは重要である。しかし、有効な通知及び申し立て資料を売主に送達すること、及び適時申し立てに応じることを売主に通知することは、Tmall が講じるべき必要な措置の一つであった。そうでなければ、権利所有者の申し立ては、意味をなさず IPR 保護プラットフォーム上での特許権の履行は、実現されない可能性がある。結果として、法院は、Jia Yi Kao に 150,000 人民元（約 22,060 米国ドル）の損害賠償を裁定した。Tmall は、Jia Yi Kao の特許権侵害を停止するための必要な措置を講じることを怠ったことに起因し損害が拡大したため、総損害賠償金の内、50,000 人民元（約 7,352 米国ドル）の賠償責任を共同で負う判決を下された。浙江省の高級人民法院は、判決を支持した。

指導的案例番号 83 から、中国法院は、インターネット・プロバイダ又は電子商取引プラットフォームが有する情報の支配力を確実に理解していると判断できる。電子商取引プラットフォームは、運営上の安定性及び自己のユーザの利益を維持することもできるが、侵害行為を排除すること、及び IP 権利所有者の履行を促進することも重要である。特許侵害に関する、有効な通知又は申し立てを受領した場合、インターネット・サービス・プロバイダ又は電子商取引プラットフォームは、潜在的な侵害者と共同賠償責任を負うリスクを回避するため、かかる通知及び申し立てを適時処理するという必要な措置を講じることもできる。

結論として、インターネット・サービス・プロバイダ又は電子商取引プロバイダは、有効な申し立てが効率的に、かつ、円滑にプラットフォーム上での小売店へ送達されることを補償すべきである。インターネット・プラットフォームは、申し立てが消滅する「ブラック・ホール」であるべきではない。インターネット・サービス・プロバイダが設計したオンライン IPR 保護システムが定めた規則及び仕組みは、特許権所有者が自己の権利を履行する際、障害になってはならず、不当な負担も課してはならない。特許が有効であるか否か、製品が特許を侵害しているか否かの確定判決は、電子商取引プラットフォームの権限及び売主が時折行っていた被疑製品の販売を継続すべきか中止すべきかという経営判断を根拠

としていないため、インターネット・サービス・プロバイダが特許権所有者と潜在的侵害者の間における通信を促進するために、適切、かつ、重要なものである。したがって、様々な特許紛争は、法的手続きに入る前に（時には不必要である。）、個人レベルで解決することができるものである。